

S C B 香港レポート

1. ニュース短信

謹んで震災のお見舞いを申し上げます

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆様に、

謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

(1) 香港における震災の影響

現地紙は、東日本大震災が原因で発生した福島原発事故による輸入食材の放射能汚染のおそれから、香港における日本食レストランでは客足が遠のき、売上が減少、値引きなどの対応を検討していると伝えています。香港内の日本食レストラン 600 店舗では、平均 20% 減収となっている旨を香港餐飲聯業協会の会長は発言しており、セントラル地区の日本食レストラン（香港人経営）では、「顧客が日本からの輸入食材を多く使用していることを知っているため売上は半減している。」とコメント。顧客向けに値引きや販売促進を検討せざるを得なくなっています。

一方、キャセイパシフィックでは日本への観光客等の利用者数減少のため、4月1日から香港－日本間のフライトを間引いて運行していましたが、5月に入り欠航の予定が拡大、東京向けのフライトは日に5便、名古屋が2便、大阪が3便等となり、ゴールデンウィーク期間中一部運行する便はあるものの、運航の正常化は7月以降になる見込みです。

なお、3月29日の報道では香港における東日本大震災への寄付金が、85百万香港ドル（約9億3千万円）を突破した旨を伝えています。世界宣明会、香港赤十字、ユニセフが中心となり、香港においても復興支援の輪が広がっています。

(2) 2011年中山招商経貿洽談会が開催

3月28日に、広東省中山市において「中山招商経貿洽談会」が開催され、世界各国から中山市へ直接投資を行う企業や大口貿易先が集まり、調印式の後、懇親会が開催されました。

今年度のフェアは、LED、化学工業、機械製造、IT、サービス産業、物流、旅行業等の、31プロジェクトにおいて調印がなされ、会場にはこれらの展示ブースが設置されるとともに千人を越す関係者が集まっていました。



【中山招商経貿洽談会開会式】

2. トピックス ～越境貿易人民元決済の自由化と香港等への影響～

中国の通貨である人民元は、長い間外貨管理が徹底され、海外での流通が制限されてきました。これが、2009年7月に越境貿易にかかる人民元決済の試行的措置が開始されて以降、更なる規制緩和が打ち出され、自由化が進められてきています。

このような状況の中で、今回は香港における人民元の取扱状況について報告します。

(1) 人民元の近代史

人民元は、1993年3月末までの間、公定相場と実勢相場の二種類の相場が存在していました。これが、1994年に入り実勢相場に統合される形で為替の統合が図られました。統合直前の公定相場はUS\$1=5.8元程度で、統合後のレートはUS\$1=9元弱で推移していましたが、その後人民元は切り上がっていきました。1997年7月のアジア通貨危機後、中国人民銀行の介入により人民元のレートはほぼUS\$1=8.28元に固定された状況で推移してきました。2001年中国がWTOに加盟後中国の経済発展が加速する中で貿易黒字が拡大し、貿易摩擦による人民元相場の調整を望む各国からの外圧が厳しくなりました。

2005年7月には、「市場の需給を基礎とするバスケット通貨を参考にして調整を行う管理された変動相場制度」に移行し、人民元レートはUS\$1=8元を突破し、2007年1月にUS\$1=7.8元へ、この際に人民元と香港ドルの通貨価値が逆転し、2008年4月にはUS\$1=7元を切り6元台へと突入、現在は6.55～6.60円で推移している状況です。

人民元の対ドル相場の推移



(出所：当事務所マーケットインフォメーションより)

(2) 越境貿易にかかる人民元対外決済試行措置 (2009年7月～2010年6月)

2009年7月に「跨境貿易人民幣結算試点管理弁法 (中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業務監督管理委員会公告 [2009年第10号])」により、中国国内の5都市 (上海市、広州市、東莞市、珠海市、深圳市) と香港、マカオ、アセアン10か国の人民元による貨物の輸出入取引のみについてクロスボーダーの人民元決済が認められました。なお、この取引は、相手となる中国側企業を、当初事前審査を受け登録された365社に限定し、サービス貿易、貿易外取引、資本取引は対象外とされていました。(この詳細については、[信金中央金庫 貿易投資相談ニュース 臨時増刊号 2009年6月「越境貿易における人民元決済の解禁について」](#)をご参照ください。)

また、2010年6月には財政部、商務部、税関総署、銀監会が連盟で「越境貿易人民元決済の試行範囲拡大に関する問題」が通知され、国外試行地域が「すべての国と地域」に変更され、国内試行地域も20省、自治区、直轄市に拡大されるとともに、対象となる取引範囲も貨物の貿易だけでなくサービスの貿易などその他の經常取引全般に拡大されました。輸出貨物貿易については従来どおり試行企業だけが人民元決済を行えますが、輸入貨物貿易など

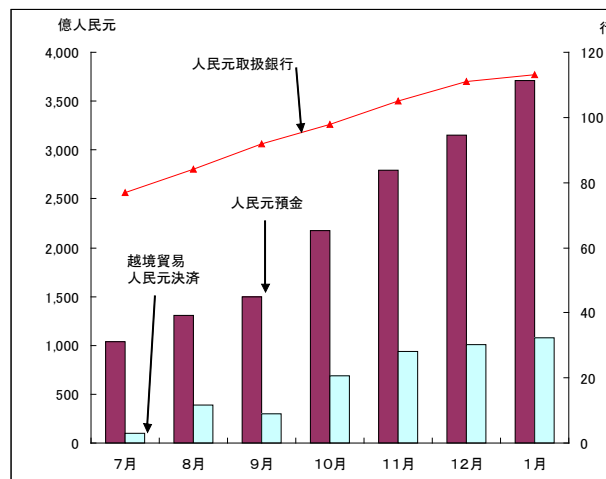
その他の經常取引については試行地域内のすべての企業が人民元決済を行えるようになりました。(この詳細については、[信金中央金庫「貿易投資相談ニュース Vol.182 解説「越境貿易人民元決済の試行範囲拡大について」](#)をご参照ください。)

(3) 香港における人民元の取扱い

金融管理局長官の発表では、香港の人民元の取扱いは2010年下期(7~12月期)に越境貿易人民元決済、人民元預金、人民元建て債券発行それぞれにおいて目覚ましい進展がありました。2009年末に600億元だった人民元預金残高も、2011年1月の残高では約3,700億人民元にまで増加しています。

越境貿易の人民元決済については2010年上期には月当たり平均4億人民元程度に止まっていたが、急速に拡大し、8月には月当たり約300億人民元、2011年1月には約1,080億人民元に達しました。

2010年下期以降の香港の人民元取引



(出所:香港金融管理局HPより当事務所で作成)

(4) 香港金融管理局による人民元取引の規制緩和

人民元取引が増加した背景には、香港金融管理局による2回の規制緩和があります。

イ. 2010年2月の規制緩和

以下の規制緩和により米ドルや日本円と同様外貨として人民元を取り扱えることとなったため、香港での人民元取引の自由度を大幅に高めたと考えられます。

- (イ) 中国本土との間の人民元資金の移動は、中国本土の法規制に合致していなければなりません。中国本土側の企業が行った取引が中国本土での法規制に合致しているかどうかの確認義務は中国本土側にあり、例えば取引相手先が人民元貿易決済試行企業の認可を受けているかどうかの香港側での確認等は不要になりました。
- (ロ) 香港に流入してきた人民元については、人民元資金の本土への還流を伴わない限り、香港の金融機関は香港での法的要請と市場環境にもとづいて業務を行うことができるようになりました。

ロ. 2010年7月19日以降の規制緩和

2010年7月19日に香港金融管理局は中国銀行(香港)と新協定に調印し、更なる規制緩和を以下のとおり行いました。但し、現段階では本土との間では經常項目など当局から認められた一定の取引に限られます。

(イ) 香港における人民元建て決済の自由化

香港の口座開設に関する業種規制や域内決済に対する制限が撤廃され、すべての企業が人民元建て口座開設が可能になったほか、個人法人を問わず振替が自由に認められることとなりました。本土との間の取引は一定の取引に制限されますが、香港の銀行内での人民元取引は自由となり、銀行間人民元為替売買市場(CNH)が成立しました。

(d) 両替取引の自由化

法人による外貨から人民元への両替は越境貿易取引等の目的に限定されていましたが、運用等の目的でも可能となりました。また、越境貿易取引のために事前に両替を行うことも認められました。

ハ. その後の規制緩和

香港における人民元の先物予約やデリバティブ商品、保険商品等が解禁され、今後香港において調達した人民元を投資することが可能となりました。

また、12月には中国側で人民元建て貿易決済を認められたパイロット企業が365社から6万7,359社に、広東省の企業は270社程度から1万社弱まで拡大されました。

(5) 中国銀行（香港）の人民元限度枠の調整等

急速な人民元建て取引の拡大により、香港唯一の人民元決済銀行である中国銀行（香港）は2010年10月時点で当年の香港向け人民元供給限度額80億元を使い切ってしまったため、2011年からは第1四半期（1～3月期）の限度を40億元とした上で、第2四半期以降は状況により限度額を決定する柔軟な対応を採用しています。また、香港金融管理局は、香港の認可金融機関に対して、中国銀行（香港）からの調達の前に、各行が保有する人民元による決済を行うこと、中国銀行（香港）からの調達は3か月以内に決済される越境貿易取引の資金に限る旨の指導をしています。そして、銀行の人民元ネットポジションは総人民元資産、負債の大きい方の10%とするという制限が加わりました。資金不足等が発生した場合には、香港金融管理局は中国人民銀行との間の通貨スワップにより200億元を供給できることとしており、バックアップ体制についても整備を行っています。

(6) 今後の香港における人民元取引

香港における人民元建て取引の拡大は、人民元オフショアマーケットとしての香港の新たな機能の充実を意味します。香港株式市場における人民元建てIPO（新規株式公開）や、中国国内に向けての人民元建てFDI（海外直接投資）等の中国向け資本取引の解禁が期待されており、香港内の人民元預金残高が大きく膨らむ中で運用手段の多様化も図られていくと考えられます。

また、中国国内に現地法人を有する企業にとっては、人民元為替売買市場が発達していくに従い、運用手段も豊富な香港に統括拠点を有し、人民元の活用等の検討を行うケースも増えてくると考えられます。

ひよんごん ストリート 東日本大震災と香港

東日本大震災の発生から2か月、原発事故や日本の輸出品に対する各国の厳しい対応が報道されるケースが多いようですが、当地では香港の方々の声援、弔意やお見舞いに感謝する機会も少なくありません。

3月18日現地紙は、当地隈丸総領事のインタビュー記事として、11日の震災直後ドナルド・ツアン行政長官からいち早く送られた弔意とお見舞いの書簡や、17日記帳所が総領事館内に設けられた直後、同長官による記帳やその他多数の政府・財界関係者からの励まし等に対して感謝する旨の記事を掲載しました。4月に入り香港の芸能人が中心となりチャリティーコンサートも開かれています。香港の方々の激励の言葉が被災地に少しでも届けば良いと思う毎日です。

※「ひよんごん」とは「香港」を広東語で読んだ場合の日本語音表記です。本コラムでは、現地で聞いた情報等を、当事務所員が発信して参ります。

<編集・発行>

信金中央金庫 香港駐在員事務所 / Shinkin Central Bank, Hong Kong Representative Office
1413-1414, Two Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong Tel: +852-2537-3777, Fax: +852-2537-4002

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資については、ご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当事務所が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、当事務所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。